

経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和3年5月～） ※学生等向け

授業料や学生生活に係る費用にお悩みの学生等へ

高等教育の修学支援新制度 （年収～380万円（4人世帯の場合））

返済不要！

- ・**授業料等減免** 年額最大70万円
（住民税非課税世帯・私立大学生の場合。別途入学金も支援）
- ・**給付型奨学金** 年額最大91万円
（住民税非課税世帯・私立大学の自宅外生の場合。）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

生活に困難な方のその他支援策

- 国の教育ローン（日本政策金融公庫）**学生1人に最大450万円融資**
- 緊急小口資金（特例貸付）**最大20万円の貸付債務免除の特例あり**
- 生活福祉貸付金（教育支援資金）**最大月6.5万円無利子で貸付**
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金 ※ひとり親家庭のみ
- 地方創生臨時交付金 など

アルバイト収入の減少にお悩みの学生等へ

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円（大学院生は15万円）を貸与。** ※随時申込み可！

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（学生等が申請）

事業主から休業（時短勤務、シフト削減含む）させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者（学生アルバイト含む）が申請可能。**休業前賃金の8割（一部6割、一日上限11,000円）を給付。**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）（事業主が申請）

事業活動の縮小している事業主が、労働者（学生アルバイト含む）を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

大学等独自の授業料等減免など （「高等教育の修学支援新制度」対象外の世帯）

- ・経済的に困難な学生等に対しては、**大学等において授業料の納付猶予や大学等独自に授業料等減免**を行っている場合もありますので、個別に大学等に御相談ください。

日本学生支援機構の貸与型奨学金

無利子:年収～約800万円／有利子:年収～約1,100万円（4人世帯・私大・自宅通学）

- 無利子** 月額最大5.4万円（年額64.8万円）の貸与（私大の自宅生の場合）
- 有利子** 月額最大12万円（年額144万円）の貸与（私大の自宅生の場合）

※令和3年4月から各学校で申込受付開始
※新型コロナウイルスの影響で家計が急変した場合も随時申込み可！

- ・無利子・有利子ともに、既に採用されている方で一時的にまとまった費用が必要な場合は、7月に7～9月分の振込を受けることもできます！
- ・有利子については、新型コロナウイルスの影響で就職が決まらず、やむなく在学期間を延長する学生等や、ボランティア等により休学する学生等への貸与なども実施！
- ・返還に際しても、収入が一定額以下の場合、返還を猶予したり月々の返還額の減額、自治体や企業が代わって返還する制度など、様々な支援策があります！

日本学生支援機構の緊急特別無利子貸与型奨学金

家庭から多額の仕送りを受けておらず、アルバイト収入が大幅に減少した学生等に対し、**令和3年度に限り、月額2万～最大12万円（大学院生は15万円）を貸与。** ※随時申込み可！

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金（学生等が申請）

事業主から休業（時短勤務、シフト削減含む）させられたが休業手当の支払いを受けることができなかった労働者（学生アルバイト含む）が申請可能。**休業前賃金の8割（一部6割、一日上限11,000円）を給付。**

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金（新型コロナに伴う特例措置）（事業主が申請）

事業活動の縮小している事業主が、労働者（学生アルバイト含む）を休業させ、休業手当を支払った場合に、その雇用維持の取組を助成金により支援。

具体的な要件や申請
手続きの詳細はこちら



「高等教育の修学支援」公式キャラクター【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】



修学支援
新制度